

③ 国際理解教育の充実

(教育指導課)

目的 テンプル大学において、区立小・中学校の児童及び生徒に国際的な環境の中で英語を学ばせることにより、外国の文化及び社会に触れることを体験させ、国際理解や国際感覚の基礎を形成するとともに、コミュニケーション能力の育成を図ります。テンブル大学の留学生が区立小・中学校を訪問し、母国の言語・文化や生活様式などについて授業を行い、異文化に触れる体験を通して、多文化共生の精神を学びます。

事業内容 (1) 国内留学プログラム  
(2) 異文化体験授業

根拠法令等 日本でできる小・中学生の国内留学プログラム事業実施要綱

開始時期 平成22年度

実績表 国内留学プログラム (人)

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
応募人数	小学生	76	82	106	98	60
	中学生	27	31	29	22	20

異文化体験授業 (単位時間)

年 度		26	27	28	29	30
実施時間数		42	56	57	58	53

注 1 単位時間=45分

④ 朝鮮学校保護者補助金

(教育長室)

目的 朝鮮初級、中級学校児童・生徒の保護者へ補助金を交付することにより、保護者の教育費負担を軽減することを目的としています。

事業内容 港区に住所を有し、学校教育法第134条に定める朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した保護者を対象に、児童・生徒1人につき月額7,000円を年2回に分けて交付しています。なお、平成29年度から所得制限を導入しており、所得制限基準額は就学援助制度の基準所得額と同等としています。

根拠法令等 朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金交付要綱

開始時期 昭和57年度

実績表 支給額等の推移

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
支給総額(円)		588,000	133,000	224,000	0	0
支給対象児童・生徒数(人)		7	4	3	0	0

注 平成27年度は6月分から2人減、7月分から1人減

⑤ 日本語学級の設置

(学務課)

目的 区立小・中学校に在籍する海外からの帰国児童・生徒及び在日外国人児童・生徒で日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行う

ことにより、日本の生活習慣の習得及び通常の教科についての学習理解を容易にし、教育効果の向上を図ります。

**事業内容**

筈小学校、麻布小学校、六本木中学校において、日本語の習得及び生活習慣の習得に向けて、日本語を母語とする児童・生徒への国語教育との違いを明確にするとともに、一人ひとりの児童・生徒の実態に即した時間割を設定し、日本語初期指導・適応指導・教科指導を行っています。また、母語や母文化等をふりかえる機会として、日本語学級に通級する児童・生徒と日本人児童・生徒との交流活動を定期的に行っています。

**根拠法令等**

公立小学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱（東京都）

**開始時期**

平成3年度（筈小学校）・平成30年度（麻布小学校、六本木中学校）

**実績表**

（各年度5月1日現在）

区分 学校名	27		28		29		30		元	
	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)
筈小学校	2	30	2	34	2	39	2	28	2	35
麻布小学校							1	17	1	17
六本木中学校							2	22	2	21

**⑥ 日本語適応指導の充実**

（教育指導課）

**目的**

帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本語を十分に習得し、日本の公立学校で生活及び学習ができる環境を整えます。

**事業内容**

日本語適応指導員派遣

**実績表**

（人）

年 度	26	27	28	29	30
適応指導を要した 児童・生徒	74	71	98	88	60

**⑦ 国際学級における教育の推進**

（教育指導課）

**目的**

- (1) 外国人児童に、英語による日本の教育を提供することで、教育の機会の多様化を図ります。
- (2) 日本人児童に、積極的に英語でコミュニケーションを図る機会を充実させます。
- (3) 日本人、外国人の児童が互いに多様な文化や価値観に触れることによって、国際理解教育を推進します。

**事業内容**

- (1) 国際学級では、各学年10名程度の外国人児童を受け入れ、担任と国際学級講師による二人体制で学級運営にあたります。
- (2) 外国人児童は、国語・算数の教科において、別室にて英語を用いての指導を行い、英語力を保持するとともに音楽や図工、体育など他の教科の授業や、給食の時間など日本人児童と一緒に学ぶ機会を設けています。

**根拠法令等**

港区国際学級における講師設置要綱、国際学級非常勤講師の任用に関する事務処理